

国立大学法人京都大学
京都大学複合原子力科学研究所
京都大学研究用原子炉 (KUR)
使用前検査実施要領書

〔原子炉冷却系統施設〕
〔その他試験研究用等原子炉の附属施設〕

原子力規制委員会

改訂履歴

回	改 訂 内 容	年 月 日
一	新規制定	令和2年5月19日

目 次

I	検査目的及び項目	1
II	検査場所	1
III	検査範囲	1
IV	検査方法	2
V	判定基準	5
VI	添付資料	7

I 検査目的及び項目

本検査*は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づき実施する試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第3条の4第二号及び第四号に係る使用前検査について、法第27条第1項の規定に基づき試験研究用等原子炉に係る設計及び工事の方法を承認した申請（以下「設工認申請書」という。）に従い、製作、据付され、所定の性能を有しており、原子力規制委員会の定める技術上の基準に適合していることを確認するもので、以下の検査を実施する。

なお、原子力規制委員会で定める技術上の基準とは、試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第23号。以下「性能の技術基準」という。）のうち第9条第1項、第17条第2項、第33条第2項及び第38条第1項第5号である。

※原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）附則第7条第1項の規定に基づき、なお従前の例による。

○高架水槽の凍結対策

外観検査、性能検査、設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査、品質管理の方法等に関する検査

○実験設備の連絡設備（電話、インターホン）の設置

員数検査、作動検査、設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査、品質管理の方法等に関する検査

○廃棄物処理場の管理区域外漏えい防止

外観検査、寸法検査、設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査、品質管理の方法等に関する検査

II 検査場所

国立大学法人京都大学 京都大学複合原子力科学研究所
京都大学研究用原子炉（KUR）

III 検査範囲

1. 検査対象設備及び範囲

○高架水槽の凍結対策

原子炉冷却系統施設のうち

原子炉冷却系統施設の構造及び設備のうち

非常用冷却設備のうち

高架水槽のオーバーフロー配管

- 実験設備の連絡設備（電話、インターホン）の設置
 - その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち
 - その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち
 - 主要な実験設備の構造のうち
 - 実験設備の連絡設備（電話、インターホン）

- 廃棄物処理場の管理区域外漏えい防止
 - その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち
 - 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち
 - 液体廃棄物の廃棄設備のうち
 - 廃液貯留槽及び処理装置等（蒸発濃縮処理装置、凝集沈殿処理装置、イオン交換処理装置、凍結再融解装置、希釈配管及び監視貯留槽）に係る堰等

2. 承認関係

承認年月日及び承認番号

令和2年3月12日付け原規規発第2003124号

IV 検査方法

○高架水槽の凍結対策

1. 外観検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

オーバーフロー配管が設工認申請書のとおり設置されていることを申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「図 1.1」を参照のこと。

2. 性能検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

オーバーフロー配管から排水されることを立会により確認する。詳細は添付資料-2「図 1.1」を参照のこと。

3. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。

② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

設計の変更が生じた構築物等について、設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準への適合性が確認されていることを、申請者の品質記録により確認する。

・外部からの衝撃による損傷の防止（第9条第1項）

○実験設備の連絡設備（電話、インターホン）の設置

1. 員数検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

電話・インターホンが、設工認申請書の所定の場所に所定の数量設置されていることを立会により確認する。詳細は添付資料-2「表1及び図2.1～図2.3」を参照のこと。

2. 作動検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

各設置場所の電話・インターホンが、原子炉制御室と相互に連絡することができることを、電話2台、インターホン1台程度を立会により、その他を申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表1及び図2.1～図2.3」を参照のこと。

3. 設計変更が生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

設計の変更が生じた構築物等について、設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準への適合性が確認されていることを、申請者の品質記録により確認する。

・実験設備等（第38条第1項第5号）

○廃棄物処理場の管理区域外漏えい防止

1. 外観検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

- ① 廃液貯留槽及び処理装置等に係る堰内の表面に液体が浸透し難い塗装が施されていることを申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表2、図3.1、図3.2及び図3.4」を参照のこと。
- ② 処理装置等に係る堰内に漏えいした放射性廃液を廃液貯留槽に移送するためのポンプが設置されていることを立会により確認する。詳細は添付資料-2「表2、図3.1及び図3.4」を参照のこと。

2. 寸法検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

(2) 検査手順

- ① 廃液貯留槽に係る堰の主要寸法（添付資料-2「図3.2」）を立会により、土台等の体積については申請者の品質記録により確認する。また、主要寸法及び土台等の体積から堰内有効容積が 30m^3 以上であることを確認する。詳細は添付資料-2「表2、図3.2及び図3.3」を参照のこと。
- ② 処理装置等に係る堰の主要寸法（添付資料-2「図3.4」）を立会により、土台等の体積等については申請者の品質記録により確認する。また、主要寸法及び土台等の体積等から堰内有効容積が 26m^3 以上であることを確認する。詳細は添付資料-2「表2及び図3.4」を参照のこと。

3. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

設計の変更が生じた構築物等について、設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準への適合性が確認されていることを、申請者の品質記録により確認する。

- ・ 溢水による損傷の防止（第17条第2項）
- ・ 廃棄物処理設備（第33条第2項）

○高架水槽の凍結対策、実験設備の連絡設備（電話、インターホン）の設置及び廃棄物処理場の管理区域外漏えい防止

1. 品質管理の方法等に関する検査

(1) 検査前確認事項

法令、規格、設工認申請書、申請者の規程類、申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

設工認申請書に定められた品質保証計画書に基づき、工事及び検査に係る申請者の保安活動が行われていることについて、工事の特徴を踏まえ次の項目を確認する。

①品質保証の実施に係る組織

- ・工事及び検査に係る必要な人的資源、インフラストラクチャー及び作業環境が確保され、申請者部門間及び供給者との間の責任及び権限が明確にされ、体制の構築、情報伝達等が設工認申請書に従って行われていること。
- ・供給者の選定や管理が設工認申請書に従って行われていること。

②保安活動の計画

- ・工事及び検査に係る法令、仕様等の要求事項及び①の体制、情報伝達等が申請者関係部門及び供給者に明確にされ、対象設備について全体工程や各工程段階における監視、測定、検証、妥当性確認、試験及び検査が漏れなく実施されるよう計画（手順や合否判定基準を含む。）が定められていること。
- ・①の供給者（調達物品や役務を含む。）の管理方法についても設工認申請書に従って定められていること。

③保安活動の実施

- ・工事及び検査が②の計画に従って漏れなく実施されていること。また、調達物品や役務に係る各工程段階における監視、測定、検証、妥当性確認、試験及び検査についても設工認申請書に従って行われていること。

④保安活動の評価

- ・調達物品や役務、原子力施設が要求事項に適合していることを実証するため、②の計画に従って漏れなく監視、測定、試験及び検査が行われていることを評価していること。また、不適合が発生した場合の処置、供給者から申請者への報告についても②の計画に従って行われていること。

⑤保安活動の改善

- ・予防処置又は不適合に対する是正処置を通じて、品質管理の方法等の継続的改善が実施されていること。

V 判定基準

○高架水槽の凍結対策

1. 外観検査

オーバーフロー配管が設工認申請書（添付資料-2「図 1.1」参照）のとおり設置されていること。

2. 性能検査

オーバーフロー配管から排水されること。

3. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。

- ・外部からの衝撃による損傷の防止（第9条第1項）

○実験設備の連絡設備（電話、インターホン）の設置

1. 員数検査

電話・インターホンが、設工認申請書（添付資料-2「表1及び図2.1～図2.3」参照）の所定の場所に所定の数量設置されていること。

2. 作動検査

各設置場所の電話・インターホンが、原子炉制御室と相互に連絡することができること。

3. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。

- ・実験設備等（第38条第1項第5号）

○廃棄物処理場の管理区域外漏えい防止

1. 外観検査

- ① 廃液貯留槽及び処理装置等に係る堰内の表面に液体が浸透し難い塗装が施されていること。
- ② 処理装置等に係る堰内に漏えいした放射性廃液を廃液貯留槽に移送するためのポンプが設置されていること。

2. 寸法検査

- ① 廃液貯留槽に係る堰内の有効容積が 30m^3 以上であること。
- ② 処理装置等に係る堰内の有効容積が 26m^3 以上であること。

3. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。

- ・溢水による損傷の防止（第17条第2項）
- ・廃棄物処理設備（第33条第2項）

○高架水槽の凍結対策、実験設備の連絡設備（電話、インターホン）の設置及び廃棄物処理場の管理区域外漏えい防止

1. 品質管理の方法等に関する検査

工事及び検査に係る保安活動が、設工認申請書に定められた品質管理の方法等に関する

る事項に従って行われていること。

VI 添付資料

添付資料－1 立会区分表

添付資料－2 関連図書（設工認申請書等をもとに作成したものである。）

表 1 実験設備の連絡設備仕様

表 2 堰等の設計仕様

図 1.1 高架水槽配管概略図

図 2.1 連絡設備の配置図（原子炉室 1 階）

図 2.2 連絡設備の配置図（原子炉室 2 階）

図 2.3 連絡設備の配置図（ホットラボラトリ）

図 3.1 廃液貯留槽及び処理装置等に係る堰並びにポンプ設置場所

図 3.2 廃液貯留槽に係る堰内の有効容積評価のための平面図、断面図及び土台等の位置

図 3.3 廃液貯留槽に係る堰内の容積評価のための堰内底面の傾斜部分

図 3.4 処理工場内の処理装置等に係る堰内の有効容積評価のための平面図、断面図及び土台等の位置

添付資料－3 使用前検査成績書様式

立 会 区 分 表

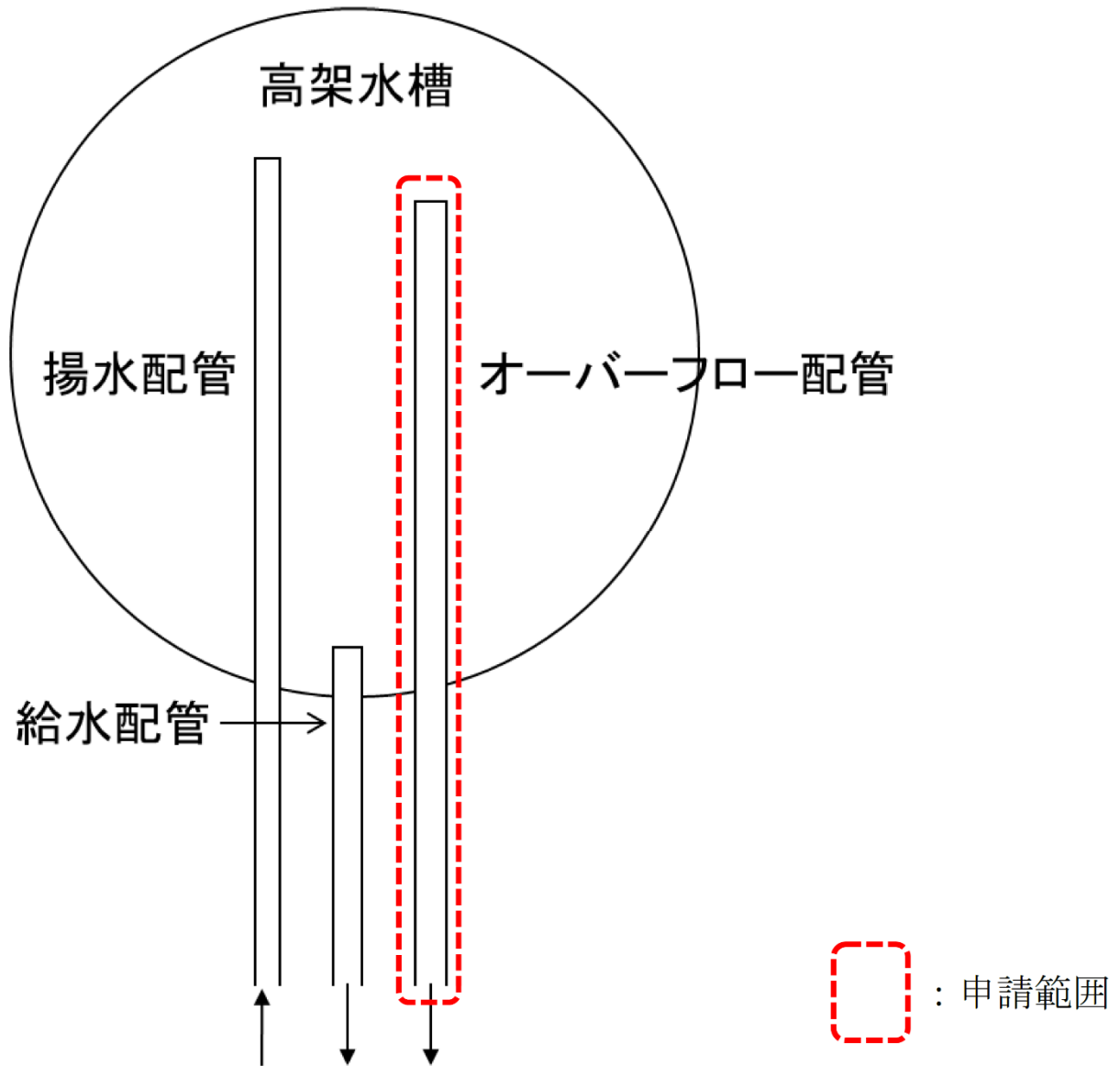
設計及び 工事の内容	機器等の名称	耐震 クラス	立会区分					設計変更の生じた 構築物等に対する 適合性確認結果
			外観	性能	員数	作動	寸法	
高架水槽の凍結 対策	高架水槽のオーバーフロ ー配管	C	B	A	—	—	—	B
実験設備の連絡 設備（電話、イン ターホン）の設置	実験設備の連絡設備（電 話、インターホン）	—	—	—	A	A/B	—	B
廃棄物処理場の 管理区域外漏え い防止	廃液貯留槽に係る堰等 処理装置等（蒸発濃縮処 理装置、凝集沈殿処理装 置、イオン交換処理装置、 凍結再融解装置、希釈配 管及び監視貯留槽）に係 る堰等	—	A/B	—	—	—	A/B	B
備 考 [記号説明] A：立会検査 A/B：抜取立会検査 B：記録検査								

表1 実験設備の連絡設備仕様

設備名	設置場所	台数	機能
電話 (計11台)	原子炉制御室	1台	相互に連絡することができる電話を原子炉制御室及び実験設備の近傍に設置する。 なお、原子炉制御室の電話は、中央管理室と原子炉制御室との連絡が可能な所内電話を共用するものとする。
	原子炉室	7台	
	ホットラボラトリ	2台	
	冷中性子導管実験室	1台	
インターホン (計5台)	原子炉制御室	1台	原子炉制御室と相互に連絡することができるインターホンを原子炉制御室及び実験設備の近傍に設置する。
	原子炉室	1台	
	ホットラボラトリ	3台	

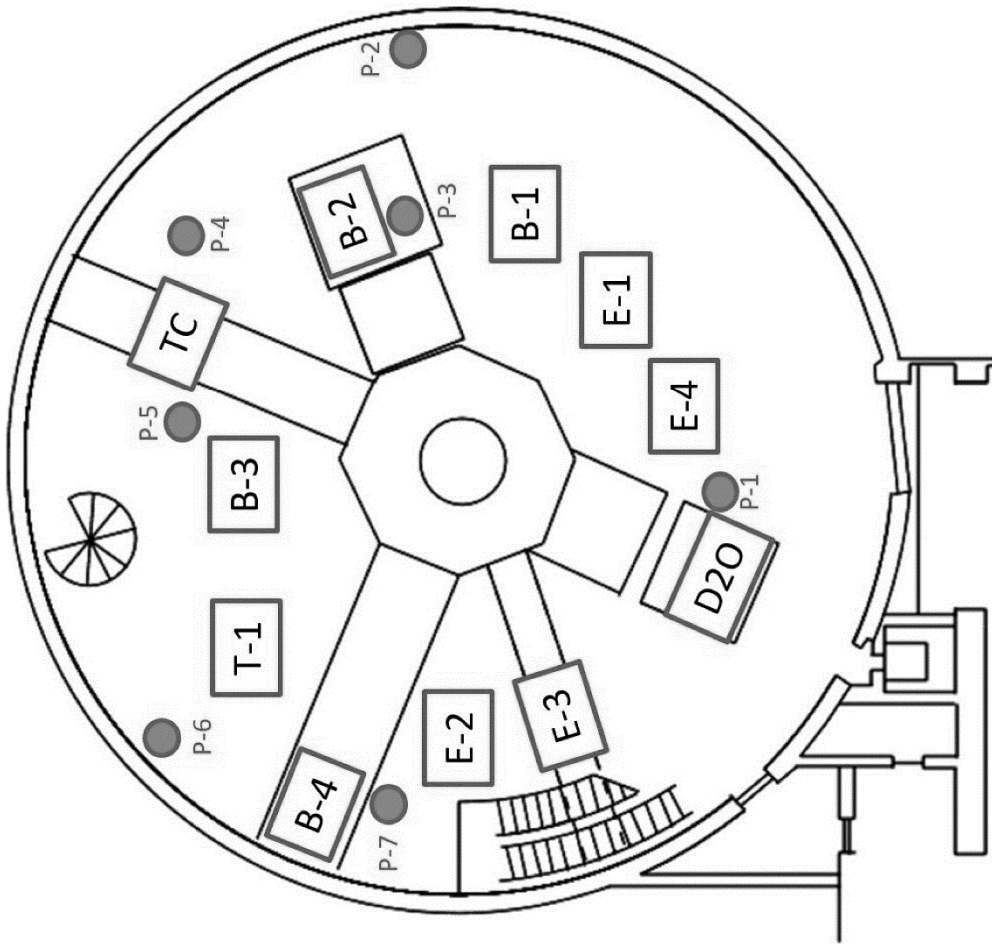
表2 堰等の設計仕様

対象	仕様
廃液貯留槽に係る堰等	堰の高さが約23cm～約26cmであること、堰内有効容積が30m ³ 以上であること。なお、有効容積はタンクの土台等の体積を考慮して評価する。
	液体が浸透し難い塗装が施されていること。
処理装置等に係る堰等	堰の高さが約5cmであること、及び堰内有効容積が26m ³ 以上であること。なお、有効容積は処理装置等の土台等の体積を考慮して評価する。
	液体が浸透し難い塗装が施されていること。
	漏えいした放射性廃液を廃液貯留槽に移送するためのポンプが設置されていること。



※高架水槽：容量約 100m³、球形構造、高さ約 30m

図 1.1 高架水槽配管概略図

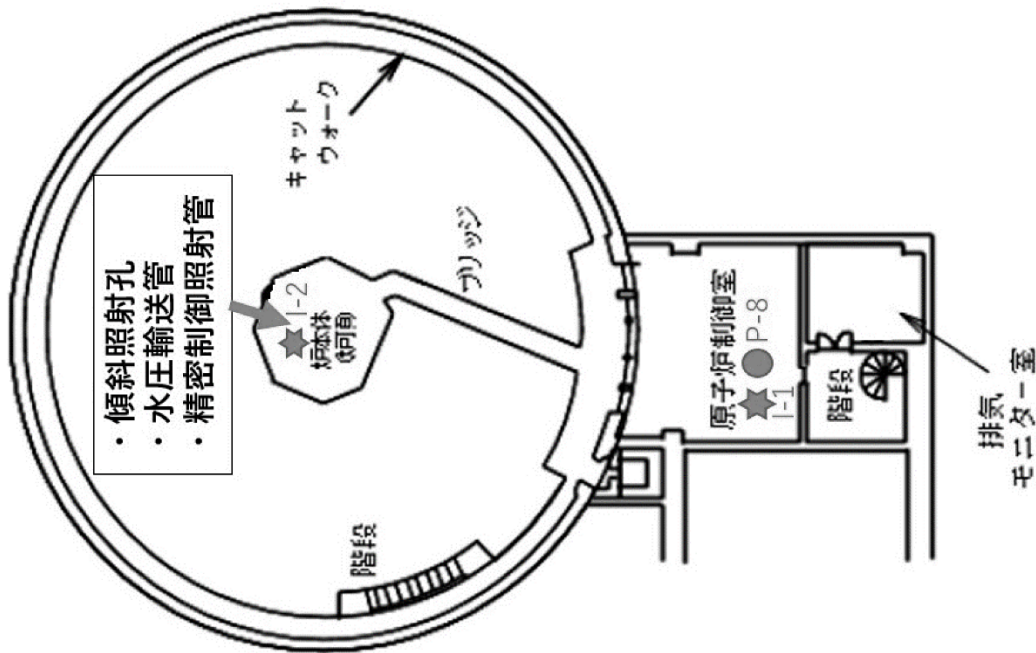


図内名称	実験設備名	対応する 電話器分類番号
B-1	B-1中性子放射孔	P-2
B-2	B-2中性子放射孔	P-3
B-3	B-3中性子放射孔	P-5
B-4	B-4中性子放射孔	図-3参照
E-1	E-1照射孔	P-1
E-2	E-2照射孔	P-7
E-3	E-3照射孔	図-3参照
E-4	E-4照射孔	P-1
T-1	T-1貫通孔	P-6
D20	重水熱中性子設備	P-1
TC	黒鉛熱中性子設備	P-4

- 電話器 ※P-1～P-7は電話器分類番号を示す。
- ※B4・E3に関しては、炉室外の実験室に電話器を設置する。
- ※重水設備・E1・E4に関しては、1つの電話器を共有することとする。

図 2.1 連絡設備の配置図 (原子炉室 1 階)

実験設備名	対応する 電話器分類番号 インターホン分類番号
原子炉制御室	P-8、I-1
傾斜照射孔	I-2
水压輸送管	I-2
精密制御照射管	I-2



- 電話器
- ★ インターホン
- ※P-8は電話器分類番号を示す。
- ※I-1、I-2はインターホン分類番号を示す。

図 2.2 連絡設備の配置図 (原子炉室 2 階)

図 2.3 連絡設備の配置図 (ホットプラザトトリ)

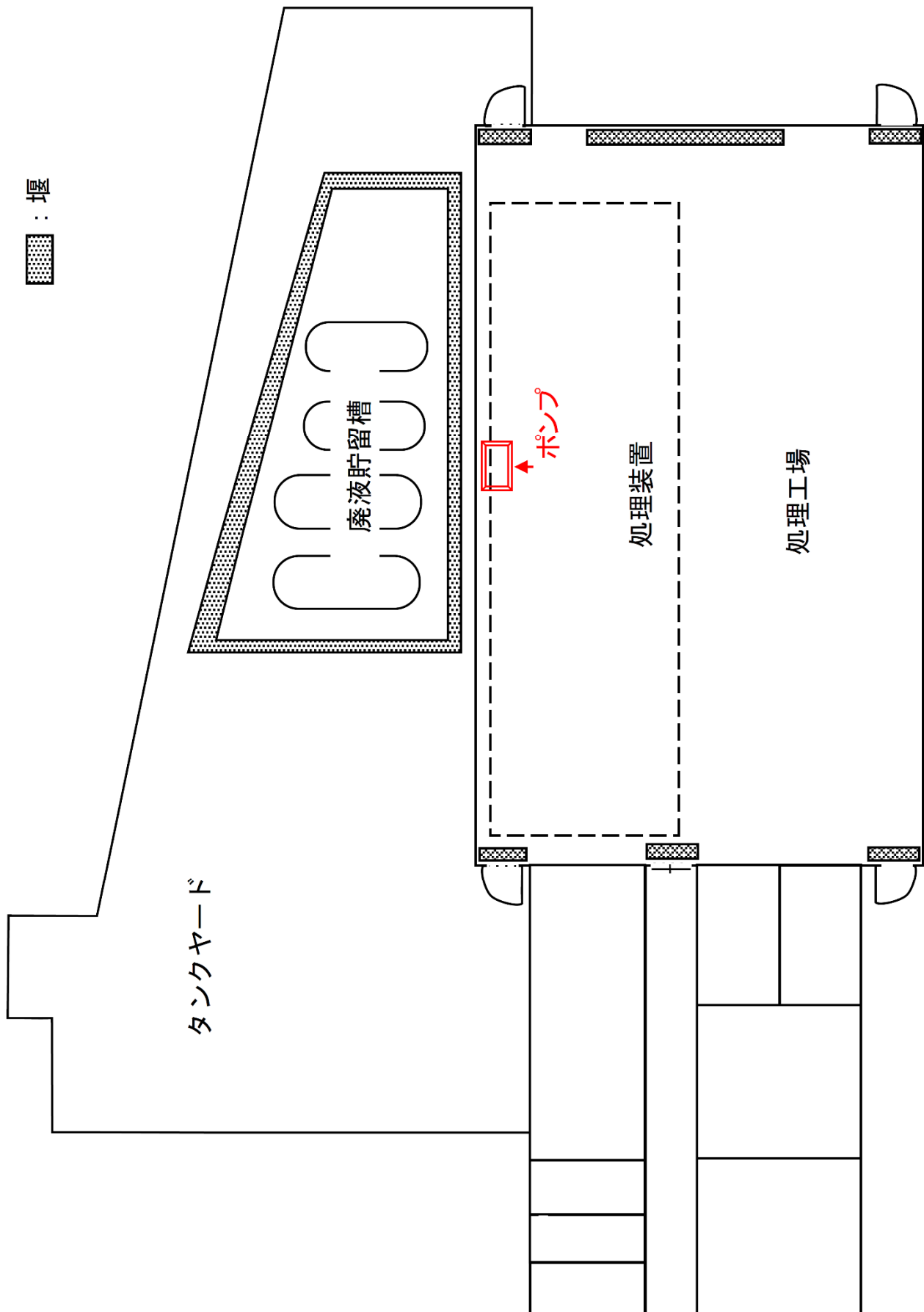
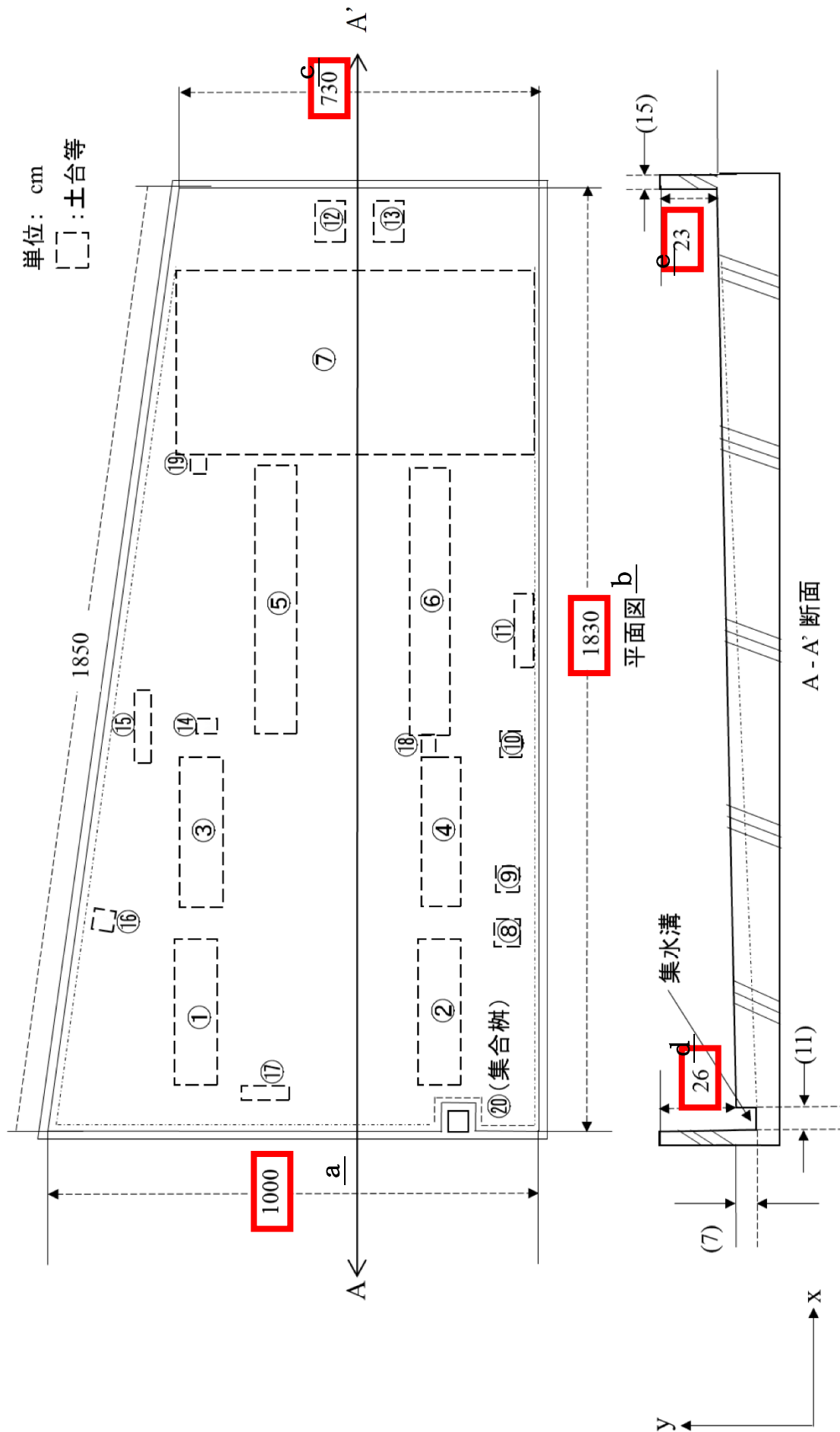


図 3.1 廃液貯留槽及び処理装置等に係る堰並びにポンプ設置場所



() 内の数字は参考値

注) □印は、測定対象箇所を示す。

図 3.2 廃液貯留槽に係る堰内の有効容積評価のための平面図、断面図及び土台等の位置

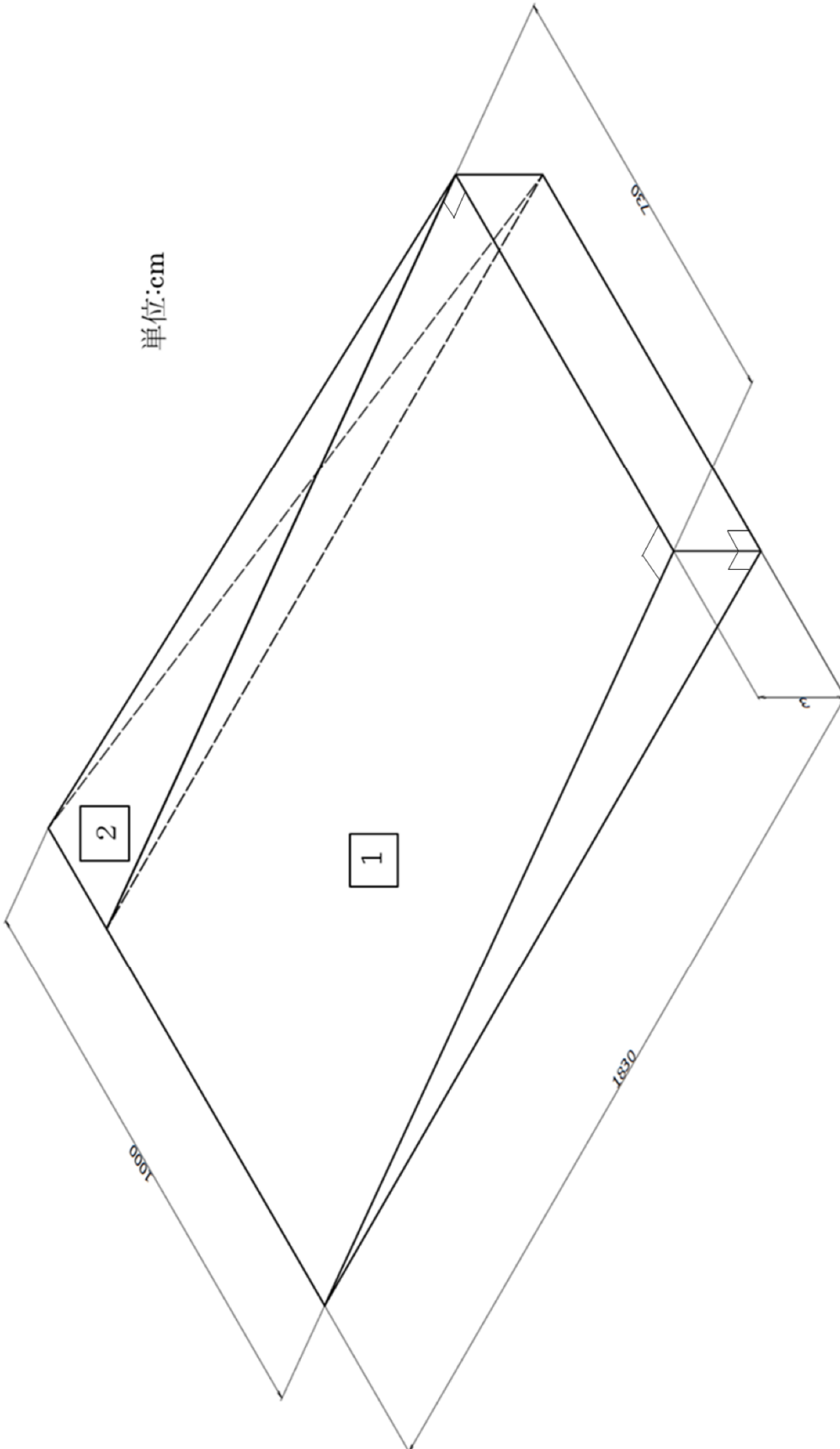
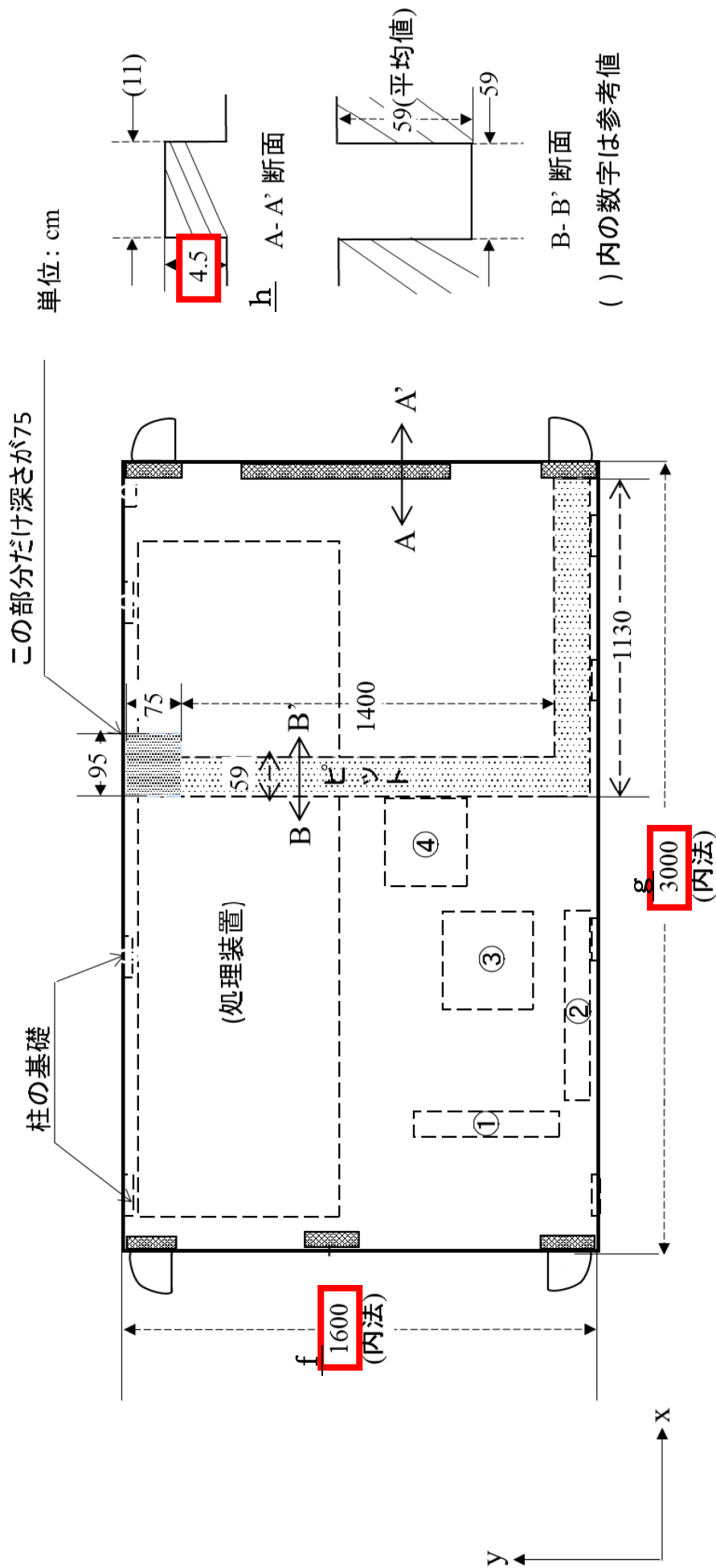


図 3.3 廃液貯留槽に係る堰内の容積評価のための堰内底面の傾斜部分



注) □印は、測定対象箇所を示す。

図 3.4 処理工場内の処理装置等に係る堰内の有効容積評価のための平面図、断面図及び土台等の位置

国立大学法人京都大学
京都大学複合原子力科学研究所
京都大学研究用原子炉 (KUR)
使用前検査成績書

〔原子炉冷却系統施設〕
〔その他試験研究用等原子炉の附属施設〕

原子力規制委員会

使用前検査成績書

事業者及び事業者名	国立大学法人京都大学 京都大学複合原子力科学研究所		
検査範囲	<p>○高架水槽の凍結対策 原子炉冷却系統施設のうち 原子炉冷却系統施設の構造及び設備のうち 非常用冷却設備のうち 高架水槽のオーバーフロー配管</p> <p>○実験設備の連絡設備（電話、インターホン）の設置 その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち 主要な実験設備の構造のうち 実験設備の連絡設備（電話、インターホン）</p> <p>○廃棄物処理場の管理区域外漏えい防止 その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち 液体廃棄物の廃棄設備のうち 廃液貯留槽及び処理装置等（蒸発濃縮処理装置、凝集沈殿処理装置、イオン交換処理装置、凍結再融解装置、希釈配管及び監視貯留槽）に係る堰等</p>		
検査場所	国立大学法人京都大学 京都大学複合原子力科学研究所 京都大学研究用原子炉（KUR）		
申請年月日及び申請番号	令和2年3月18日 19京大施環化第233号		
検査項目	検査年月日	結果	摘要
別紙-1のとおり	別紙-1のとおり		別紙-1のとおり
原子力検査官			
検査立会責任者 (役職名)			
備考			

検 査 項 目	検査年月日	結果	摘要
○高架水槽の凍結対策			
外 観 検 査	令和 年 月 日		別紙－2, 3 のとおり
性 能 検 査	令和 年 月 日		別紙－4, 5 のとおり
設計変更の生じた 構築物等に対する 適合性確認結果の検査	令和 年 月 日		別紙－6, 7 のとおり
○実験設備の連絡設備（電話、インターホン）の設置			
員 数 検 査	令和 年 月 日		別紙－8, 9 のとおり
作 動 検 査	令和 年 月 日		別紙－10, 11 のとおり
設計変更の生じた 構築物等に対する 適合性確認結果の検査	令和 年 月 日		別紙－12, 13 のとおり
○廃棄物処理場の管理区域外漏えい防止			
外 観 検 査	令和 年 月 日		別紙－14, 15 のとおり
寸 法 検 査	令和 年 月 日		別紙－16, 17 のとおり
設計変更の生じた 構築物等に対する 適合性確認結果の検査	令和 年 月 日		別紙－18, 19 のとおり
○高架水槽の凍結対策、実験設備の連絡設備（電話、インターホン）の設置及び廃棄物処理場の管理区域外漏えい防止			
品質管理の方法等 に関する検査	令和 年 月 日		別紙－20, 21 のとおり

検査前確認事項

検査年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 京都大学複合原子力科学研究所

検査項目：外観検査

検査範囲	○高架水槽の凍結対策 原子炉冷却系統施設のうち 原子炉冷却系統施設の構造及び設備のうち 非常用冷却設備のうち 高架水槽のオーバーフロー配管		
	確認事項	確認方法	結果
	① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	
	② 必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	
<p>備考</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－23に示す。</p>			

外観検査記録

検査年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 京都大学複合原子力科学研究所

検査範囲	○高架水槽の凍結対策 原子炉冷却系統施設のうち 原子炉冷却系統施設の構造及び設備のうち 非常用冷却設備のうち 高架水槽のオーバーフロー配管		
	判定基準	結果	検査方法
	オーバーフロー配管が設工認申請書（使用前検査実施要領書添付資料－2「図 1.1」参照）のとおり設置されていること。		記録
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－23に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 令和 年 月 日

検査場所 京都大学複合原子力科学研究所

検査項目：性能検査

検査範囲	○高架水槽の凍結対策 原子炉冷却系統施設のうち 原子炉冷却系統施設の構造及び設備のうち 非常用冷却設備のうち 高架水槽のオーバーフロー配管		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－２３に示す。			

性能検査記録

検査年月日 令和 年 月 日

検査場所 京都大学複合原子力科学研究所

検査範囲	○高架水槽の凍結対策 原子炉冷却系統施設のうち 原子炉冷却系統施設の構造及び設備のうち 非常用冷却設備のうち 高架水槽のオーバーフロー配管		
判定基準		結果	検査方法
オーバーフロー配管から排水されること。			立会
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－23に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 令和 年 月 日

検査場所 京都大学複合原子力科学研究所

検査項目：設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

検査範囲	○高架水槽の凍結対策 原子炉冷却系統施設のうち 原子炉冷却系統施設の構造及び設備のうち 非常用冷却設備のうち 高架水槽のオーバーフロー配管		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－23に示す。			

設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査記録

検査年月日 令和 年 月 日

検査場所 京都大学複合原子力科学研究所

検査範囲	○高架水槽の凍結対策 原子炉冷却系統施設のうち 原子炉冷却系統施設の構造及び設備のうち 非常用冷却設備のうち 高架水槽のオーバーフロー配管		
判定基準	結果	検査方法	
設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。 ・外部からの衝撃による損傷の防止（第9条第1項）		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 3 に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 京都大学複合原子力科学研究所

検査項目：員数検査

検査範囲	○実験設備の連絡設備（電話、インターホン）の設置 その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち 主要な実験設備の構造のうち 実験設備の連絡設備（電話、インターホン）		
	確 認 事 項	確認方法	結果
	① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	
	② 必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	
<p>備考</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 3 に示す。</p>			

員数検査記録

検査年月日 令和 年 月 日

検査場所 京都大学複合原子力科学研究所

検査範囲	○実験設備の連絡設備（電話、インターホン）の設置 その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち 主要な実験設備の構造のうち 実験設備の連絡設備（電話、インターホン）		
判定基準		結果	検査方法
電話・インターホンが、設工認申請書（使用前検査実施要領書 添付資料－2「表1及び図2.1～図2.3」参照）の所定の場所に所 定の数量設置されていること。			立会
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－23に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 令和 年 月 日

検査場所 京都大学複合原子力科学研究所

検査項目：作動検査

検査範囲	○実験設備の連絡設備（電話、インターホン）の設置 その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち 主要な実験設備の構造のうち 実験設備の連絡設備（電話、インターホン）		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 3 に示す。			

作動検査記録

検査年月日 令和 年 月 日

検査場所 京都大学複合原子力科学研究所

検査範囲	○実験設備の連絡設備（電話、インターホン）の設置 その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち 主要な実験設備の構造のうち 実験設備の連絡設備（電話、インターホン）		
判定基準		結果	検査方法
各設置場所の電話・インターホンが、原子炉制御室と相互に連絡することができること。			立会／記録
<p>備考</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 3 に示す。</p> <p>立会検査範囲</p> <p>電 話： _____</p> <p>インターホン： _____</p> <p>（立会検査を行ったものは使用前検査実施要領書 添付資料－2 「図 2.1～図 2.3」 の記号及び番号を記載する。）</p> <p>記録検査の範囲</p> <p>上記以外</p>			

検査前確認事項

検査年月日 令和 年 月 日

検査場所 京都大学複合原子力科学研究所

検査項目：設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

検査範囲	○実験設備の連絡設備（電話、インターホン）の設置 その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち 主要な実験設備の構造のうち 実験設備の連絡設備（電話、インターホン）		
	確認事項	確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 3 に示す。			

設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査記録

検査年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 京都大学複合原子力科学研究所

検査範囲	<p>○実験設備の連絡設備（電話、インターホン）の設置</p> <p>その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち</p> <p>その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち</p> <p>主要な実験設備の構造のうち</p> <p>実験設備の連絡設備（電話、インターホン）</p>		
判定基準	結果	検査方法	
<p>設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実験設備等（第38条第1項第5号） 		記録	
<p>備考</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 3 に示す。</p>			

検査前確認事項

検査年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 京都大学複合原子力科学研究所

検査項目：外観検査

検査範囲	<p>○廃棄物処理場の管理区域外漏えい防止 その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち 液体廃棄物の廃棄設備のうち 廃液貯留槽及び処理装置等（蒸発濃縮処理装置、凝集沈殿処理装置、イオン交換処理装置、凍結再融解装置、希釈配管及び監視貯留槽）に係る堰等</p>		
	確認事項	確認方法	結果
	① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	
	② 必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	
<p>備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 3 に示す。</p>			

外観検査記録

検査年月日 令和 年 月 日

検査場所 京都大学複合原子力科学研究所

検査範囲	○廃棄物処理場の管理区域外漏えい防止 その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち 液体廃棄物の廃棄設備のうち 廃液貯留槽及び処理装置等（蒸発濃縮処理装置、凝集沈殿処理装置、イオン交換処理装置、凍結再融解装置、希釈配管及び監視貯留槽）に係る堰等		
	判定基準	結果	検査方法
	① 廃液貯留槽及び処理装置等に係る堰内の表面に液体が浸透し難い塗装が施されていること。		記録
	② 処理装置等に係る堰内に漏えいした放射性廃液を廃液貯留槽に移送するためのポンプが設置されていること。		立会
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 3 に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 京都大学複合原子力科学研究所

検査項目：寸法検査

検査範囲	<p>○廃棄物処理場の管理区域外漏えい防止 その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち 液体廃棄物の廃棄設備のうち 廃液貯留槽及び処理装置等（蒸発濃縮処理装置、凝集沈殿処理装置、イオン交換処理装置、凍結再融解装置、希釈配管及び監視貯留槽）に係る堰等</p>		
	確認事項	確認方法	結果
	① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	
	② 必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	
	③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。	記録	
<p>備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 3 に示す。</p>			

寸法検査記録

検査年月日 令和 年 月 日

検査場所 京都大学複合原子力科学研究所

検査範囲	○廃棄物処理場の管理区域外漏えい防止 その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち 液体廃棄物の廃棄設備のうち 廃液貯留槽及び処理装置等（蒸発濃縮処理装置、凝集沈殿処理装置、イオン交換処理装置、凍結再融解装置、希釈配管及び監視貯留槽）に係る堰等			
	判定基準	結果	検査方法	
① 廃液貯留槽に係る堰内の有効容積が 30m ³ 以上であること。			立会／記録	
② 処理装置等に係る堰内の有効容積が 26m ³ 以上であること。			立会／記録	
備考				
本検査で使用した検査用計器を別紙－ 2 2、本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 3に示す。				
・立会検査記録				
対象	主要寸法 (cm)	堰の容積 (m ³)	土台等の体積 (m ³) [※]	有効容積 (m ³)
廃液貯留槽	a : _____ b : _____ c : _____ d : _____ e : _____	_____ _____	_____ _____	_____ _____
処理装置等	f : _____ g : _____ h : _____	_____ _____ [※] _____	_____ _____	_____ _____
[※] ピットの容積及び土台等の体積は事業者検査記録より転記				
・有効容積は以下により評価する。				
廃液貯留槽の有効容積 = 堰の容積 - 土台等の体積				
処理装置等の有効容積 = 堰の容積 + ピットの容積 - 土台等の体積				
・測定対象の d、e 及び h は、3 点測定値の平均値とする。				
・測定対象は、使用前検査実施要領書 添付資料－2 「図 3.2 及び図 3.4」による。				

検査前確認事項

検査年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 京都大学複合原子力科学研究所

検査項目：設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

検査範囲	<p>○廃棄物処理場の管理区域外漏えい防止 その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち 液体廃棄物の廃棄設備のうち 廃液貯留槽及び処理装置等（蒸発濃縮処理装置、凝集沈殿処理装置、イオン交換処理装置、凍結再融解装置、希釈配管及び監視貯留槽）に係る堰等</p>		
	確認事項	確認方法	結果
	① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	
	② 必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	
<p>備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 3 に示す。</p>			

設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査記録

検査年月日 令和 年 月 日

検査場所 京都大学複合原子力科学研究所

検査範囲	<p>○廃棄物処理場の管理区域外漏えい防止</p> <p>その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち</p> <p>放射線廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備のうち</p> <p>廃液貯留槽及び処理装置等（蒸発濃縮処理装置、凝集沈殿処理装置、イオン交換処理装置、凍結再融解装置、希釈配管及び監視貯留槽）に係る堰等</p>		
判定基準	結果	検査方法	
<p>設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 溢水による損傷の防止（第17条第2項） ・ 廃棄物処理設備（第33条第2項） 		記録	
<p>備考</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 3 に示す。</p>			

検査前確認事項

検査年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 京都大学複合原子力科学研究所

検査項目：品質管理の方法等に関する検査

検査範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○高架水槽の凍結対策 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却系統施設のうち 原子炉冷却系統施設の構造及び設備のうち 非常用冷却設備のうち 高架水槽のオーバーフロー配管 ○実験設備の連絡設備（電話、インターホン）の設置 <ul style="list-style-type: none"> その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち 主要な実験設備の構造のうち 実験設備の連絡設備（電話、インターホン） ○廃棄物処理場の管理区域外漏えい防止 <ul style="list-style-type: none"> その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち 液体廃棄物の廃棄設備のうち <ul style="list-style-type: none"> 廃液貯留槽及び処理装置等（蒸発濃縮処理装置、凝集沈殿処理装置、イオン交換処理装置、凍結再融解装置、希釈配管及び監視貯留槽）に係る堰等 	
確認事項	確認方法	結果
法令、規格、設工認申請書、申請者の規程類、申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていることを確認する。	記録	
<p>備考</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 3 に示す。</p>		

品質管理の方法等に関する検査記録

検査年月日 令和 年 月 日

検査場所 京都大学複合原子力科学研究所

検査範囲	<p>○高架水槽の凍結対策 原子炉冷却系統施設のうち、原子炉冷却系統施設の構造及び設備のうち、非常用冷却設備のうち、高架水槽のオーバーフロー配管</p> <p>○実験設備の連絡設備（電話、インターホン）の設置 その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち、その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち、主要な実験設備の構造のうち、実験設備の連絡設備（電話、インターホン）</p> <p>○廃棄物処理場の管理区域外漏えい防止 その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち、液体廃棄物の廃棄設備のうち、廃液貯留槽及び処理装置等（蒸発濃縮処理装置、凝集沈殿処理装置、イオン交換処理装置、凍結再融解装置、希釈配管及び監視貯留槽）に係る堰等</p>	
判定基準		検査結果
工事及び検査に係る保安活動が、設工認申請書に定められた品質管理の方法等に関する事項に従って行われていること。		
総合所見		
品質管理の方法等に関する所見	1 品質保証の実施に係る組織	
	2 保安活動の計画	
	3 保安活動の実施	
	4 保安活動の評価	
	5 保安活動の改善	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 3 に示す。		

使用計測器一覽表

検査年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 京都大学複合原子力科学研究所

対象施設： _____

1) 仮設計器

検査項目	機器名称	計器番号	測定範囲	精度	校正年月日	備考
					校正有効期限	

2) 本設計器

検査項目	機器名称	計器番号	測定範囲	精度	校正年月日	備考
					校正有効期限	

記 録 一 覧 表

検査年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 京都大学複合原子力科学研究所

No.	確認した書類の名称	文書番号、制定年月日等	備 考*

*備考欄の記載について

(外) : 外観検査、(性) : 性能検査、(員) : 員数検査、(作) : 作動検査、(寸) : 寸法検査、(適) : 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査、(品) : 品質管理の方法等に関する検査